○金融庁財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月八日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎

「ジェー　ピー　モルガン　トラスティー　アンド　デポジタリー　カンパニー　リミテッド

英国　ロンドン市　ロンドン　ウォール　百二十五

「ジェー　ピー　モルガン　トラスティー　アンド　デポジタリー　カンパニー　リミテッド

英国　ロンドン市　キャナリー　ウォーフ　バンク　スを　二十五

」

トリート

に改め、エイチエスビーシー　インスティテューショナル　トラスト　サービシーズ（バミューダ）リミテッドの項の次に次のように加える。

スタンダード　バンク　オブ　サウス　アフリカ　リミテッド

南アフリカ共和国　ヨハネスブルク市　シモンズ　ストリート　五

ミツビシ　ユーエフジェー　トラスト　インターナショナル　リミテッド

英国　ロンドン市　ロンバード　ストリート　二十四

○総務省告示第二百十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月八日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	異動事項	旧	新	届出年月日
公明党	支部の数	四三五	四四二	平成二十五年二月四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四三五	四四二	
生活の党	支部の数	一	四二	平成二十五年二月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一	四二	
民主党	支部の数	五六四	五六二	平成二十五年二月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五六四	五六二	
みどりの風	支部の数	四	五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四	五	

生活の党	支部の数	四四	四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四	四二
公明党	支部の数	四三八	四四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四三八	四四二
国民新党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	野間　健
みどりの風	会計責任者	氏名	山崎　邦子
		住所	山形県西置賜郡小国町大字緑町三―四三
		生年月日	昭和四十一年五月二十六日
		選任年月日	平成二十五年三月八日
	会計責任者の職務代行者	氏名	常澤　正史
		住所	東京都文京区小石川五―三五―八
		生年月日	昭和四十年十一月三日
		選任年月日	平成二十五年三月八日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	山崎　邦子
	支部の数	五	五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五	五
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	植松恵美子

平成二十五年三月六日		
平成二十五年三月七日		
平成二十五年三月十三日		
平成二十五年三月二十一日		